

参考資料

食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会合同会議

審議事項

BSE対策の再評価について

○ と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）（抄）（第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（と畜場の衛生管理） 第三条 法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一〜七（略） 八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉（獣畜をとさつした後、頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第六号、第七号及び第八号の処理を行った物をいう。以下同じ。）又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。 九 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。 十 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める月齢以上の牛（そのとたい（獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。）、頭部、枝肉及び内臓を含む。以下この号において同じ。）及びこれに該当しないことが確認できない牛については、法第十四条第三項の規定による伝達性海綿状脳症に係る検査が終了するまでの間、その他の牛と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。 十一月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月</p>	<p>（と畜場の衛生管理） 第三条 法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一〜七（略） 八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉（獣畜をとさつした後、頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第五号、第六号及び第七号の処理を行った物をいう。以下同じ。）又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。 九 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。 （新設）</p>

（新設）

を経過した日までのものをいう。以下同じ。)の頭部(舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。)及び脊髄並びにこれらを含むもの(以下「頭部等」という。)を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛(月齢が三十月を超える牛(出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。以下同じ。))及び月齢が三十月以下であることが確認できない牛をいう。以下同じ。)の頭部等と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

十二(十六)(略)

十七 機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ(略)

ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ(ホ)(略)

十八 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分(別表第一に掲げる部分を除く。)、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分(牛については、別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分を含む。以下同じ。))及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間

十四(略)

十五 機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ(略)

ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい(獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。))又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ(ホ)(略)

十六 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分(別表第一に掲げる部分を除く。)、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間保存すること。

保存すること。

ロ(略)

十九(二十四)(略)

2 衛生管理責任者は、前項第二十四号ロの確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対して報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつていない場合は、この限りでない。

3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十八号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却すること等」とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項ただし書に該当する場合は除き、焼却炉で焼却すること」とする。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二(略)

三 牛、めん羊及び山羊のとさつに当たつては、ピッシング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及び脊髓を破壊することをいう。)を行わないこと。

四(略)

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イ(ホ)(略)

へ(月齢が三十月以下の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。))を食用に供するものとして処理を行う場合には、その他の牛の頭部による汚染を防ぐよう区分して処理すること。

六(十三)(略)

十四 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

ロ(略)

十七(二十二)(略)

2 衛生管理責任者は、前項第二十二号ロの確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対して報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつていない場合は、この限りでない。

3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十六号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却すること等」とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七条第二項ただし書に該当する場合は除き、焼却炉で焼却すること」とする。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二(略)

三 牛、めん羊及び山羊のとさつに当たつては、ピッシング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及びせき髓を破壊することをいう。)を行わないこと。

四(略)

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イ(ホ)(略)

(新設)

六(十三)(略)

十四 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

と区別して保管すること。

十五 月齡が三十月以下の牛の頭部等を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛の頭部等と工程、表示等により区分して保管すること。

十六 (略)

十七 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。

2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項について行わなければならない。

一 三 (略)

四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び重量

五 六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十五条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 検査を受けようとする獣畜(牛を除く。)の種類、性別、品種、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び産地並びに牛にあっては、性別、品種、月齡、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二条第一項に規定するものをいう。)

四 六 (略)

2 令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりと

と区別して保管すること。

(新設)

十五 (略)

十六 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。

2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項について行わなければならない。

一 三 (略)

四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び重量

五 六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十五条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年齢(不明のときは、推定年齢)、特徴及び産地

四 六 (略)

さつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。

一・二(略)

三 獣畜(牛を除く。)の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)及び特徴並びに牛にあつては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴

四・五(略)

別表第一 (第三条、第七条関係)

牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が三十月を超える牛の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)及び脊髓並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)並びにめん羊及び山羊(月齢が満十二月以上のものに限る。)の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く)、脊髓及び胎盤

2

令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。

一・二(略)

三 獣畜の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)及び特徴

四・五(略)

別表第一 (第三条、第七条関係)

牛の頭部(舌及び頬肉を除く)、せき髄及び回腸(盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。)並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)並びにめん羊及び山羊(月齢が満十二月以上のものに限る。)の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く)、せき髄及び胎盤

○ 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</p> <p>第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日を除く。）とする。</p> <p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄とする。</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</p> <p>第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、二十一月とする。</p> <p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）とする。</p>

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン (案)

1 基本事項

(1) 月齢の定義

月齢は、出生の年月日を起算日として、翌月より起算日に相当する日をもって1を加えることとする。ただし、相当する日がないときは、その月の末日をもって加算する。

出生の年月日は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）に基づく牛個体識別台帳に記載されている出生の年月日とする。

注) 30月齢以下の牛とは、出生の年月日を起算日として30月目の起算日に相当する日までの牛をいい、その翌日以降の牛は30月齢を超える牛となる。例えば、出生の年月日が平成23年1月15日の牛の場合、平成25年7月15日までは30月齢以下で、平成25年7月16日以降は30月齢を超える牛となる。

上記の方法で月齢が確認できない牛については、30月齢を超える牛として取り扱うこと。

(2) SRM（特定危険部位）

ア と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）第2条に定める特定部位

イ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1のBの8に定める脊柱（図1、図2）

2 と畜場における分別管理

1（1）に基づき月齢の確認を行い、①30月齢以下の牛、②30月齢超の牛に分別して、とさつ、解体を行うこと。月齢が確認できないとたい、頭部、枝肉、内臓等については、30月齢超として取り扱うこと。

(1) 月齢による分別管理

ア 予め曜日等を定めて、①30月齢以下の牛、②30月齢超牛に分別し、牛のとさつ、解体を行うこと。

イ 同一日に①30月齢以下の牛、②30月齢超の牛のとさつ、解体を行う場合、先にと畜する牛群の最後及び後にと畜する牛群の最初となる個体をタグ等により識別可能とすること。この場合、と畜順を①の次に②とすることが望ましいが、これにより難しい場合は、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

ウ ①30月齢以下の牛と②30月齢超の牛をと畜順で分別しない場合は、タグ等により①と②を識別可能とすること。この場合、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

(2) 牛海綿状脳症検査の分別管理

- ア 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）検査の対象ではない牛（以下「検査対象外牛」という。）の頭部、内臓等を、同一日にとさつ、解体された検査対象牛の検査結果判明前に出荷する場合には、検査対象牛及び検査対象外牛双方の頭部、内臓等にタグ等を付け、識別可能とすること。また、BSE検査中の内臓は、専用の容器に保管し、タグ等により容易に識別可能とすること。
 - イ BSE検査中の枝肉は、専用の区画を設けて保管することが望ましいが、これにより難しい場合は、タグ等により容易に識別可能とすること。この場合、枝肉同士が接触しないように保管することが望ましいこと。
 - ウ 枝肉の出荷に当たっては、牛トレサ法第14条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。
 - エ BSE検査が陽性であった場合には、個体管理されていない頭部、枝肉、内臓等を一括して焼却すること。
- (3) 特定部位の除去に係る分別管理
- ア (1)ウの方法でとさつ、解体を行う場合は、1(1)に基づく月齢が確認できるもの（検査申請書を含む。）により予め月齢確認を行い、30月齢以下の牛については、生体段階では頭部及び背中にスプレー等で、とさつ、解体段階では剥皮後の頭部、とたい、枝肉、内臓等にタグ等で、識別可能とすること。
 - イ 30月齢以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）を使用する場合は、次によること。
 - (ア) 30月齢以下の牛の頭部の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難しい場合は、時間などにより分別した上で、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
 - (イ) 30月齢を超える牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、と畜検査員の確認を受けること。
- (4) 特定部位の処理については、以下によること。
- ア 特定部位の取扱い
特定部位は、周囲を汚染しないように除去し、専用の容器に保管するとともに、と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却すること。
 - イ 脊髄の処理
 - (ア) 背割りの際、椎孔にある脊髄が損傷された結果、枝肉を汚染するおそれがあること、及び椎骨に付着した脊髄が食肉処理工程において、可食部分を汚染するおそれがあることから、背割りの段階で脊髄片の飛散を防ぐとともに、背割り後の枝肉から脊髄を確実に除去すること。
 - (イ) 背割りに当たっては、脊髄片が飛散しないよう、鋸の歯を洗淨しながら切断し、洗淨水からスクリーンにより脊髄片を回収し、特定部位と同様に保管、焼却すること。また、脊髄鋸は一頭毎に十分に洗淨消毒を行うこと。
 - (ウ) 背割り後、脊柱中の脊髄を金属製器具を用いて入念に除去し、高圧水により十分に洗淨すること。また、枝肉の検査の際に、枝肉に

脊髄が付着していないことについて、と畜検査員の確認を受けること。

- (エ) 脊髄は軟組織で柔軟性があるため、脊髄の損傷を少なくするため、背割りを正中線から若干ずらした位置で行うことにより、片側の椎骨に脊髄を付着させることが望ましいこと。
- (オ) 背割りを行う際は、ゴーグルなどの眼の保護及びマスクを使用すること。
- (カ) 洗浄前の枝肉、機械等の汚染の低減のため、背割り前に、脊髄除去を行うことが望ましいこと。

ウ 頭部の処理

口腔内の組織のうち、舌のみを除去した後の頭部には、扁桃が含まれているため、30 月齢以下の牛の頭部であっても特定部位として取り扱うこと。

エ BSE 陽性確認時の対応

特定部位に接触した施設設備、機械器具の消毒は異常プリオンたん白質を不活化する方法で行うこと。また、他の施設設備及び機械器具については入念に洗浄すること。

オ 特定部位の焼却条件

800℃以上で、完全に焼却すること。

(5) 関係者の協力

分別管理は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づき、と畜場の設置者、管理者及びと畜業者が行うこととし、荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者はこれに協力すること。

(6) 標準作業書の作成

と畜場の設置者又は管理者は、と畜場法施行規則第 3 条第 24 号イに基づき、分別管理を適正かつ計画的に実施するため必要な事項を記載した文書を作成すること。作成に当たっては、と畜検査員の助言を受けること。作成した最新の標準作業書を食肉衛生検査所等に提出すること。

3 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業等における分別管理

30 月齢以下の牛に由来する脊柱を使用する場合（脊柱を含む部分肉を食用に供する場合など、脊柱を食品等の原材料として使用する場合をいう。以下同じ。）には、工程、タグ等により脊柱を月齢によって分別して管理すること。

30 月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できない場合又は分別管理を行わない場合は、30 月齢を超える牛に由来する脊柱として取り扱うこと。

- (1) 30 月齢以下の牛に由来する脊柱の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難しい場合は、時間などにより分別した上で、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
- (2) 脊柱を除去する際に、個体識別番号により 1 (1) に基づき月齢を確認すること。脊柱等（脊柱を細切、粉碎、乾燥したもの等、脊柱を簡易に加工したものを含む。以下同じ。）を出荷する際には、30 月齢以下の牛に由来することが確認できる荷送状等（個体識別番号又は輸入牛であることが確

認できるものに限る。以下「荷送状等」という。)を脊柱等に添付して出荷することとし、業者間で取引する場合についても、同様の荷送状の添付を行うこと。

脊柱を含む部分肉を出荷する際には、牛トレサ法第15条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。

- (3) 30月齢以下の牛に由来する脊柱等を仕入れる場合は、荷送状等により月齢を確認すること。
- (4) 出荷及び仕入れに関する記録(出荷及び仕入れの年月日、出荷先及び仕入元の名称及び所在地、個体識別番号等)については、出荷及び仕入れの日から3年間保存すること。
- (5) 荷送状等が添付されていないなど、30月齢以下の牛に由来することが確認できない脊柱等については、一般消費者に販売しないこと。
- (6) 輸入牛の脊柱を使用する場合は、衛生証明書及び伝票に基づき、輸入牛であることを確認すること。輸入牛であることが確認できた場合には、30月齢以下の国産牛と同様に取り扱うこと。
- (7) SRMの処理については、以下によること。
 - ア 脊柱を電動ノコギリで除去(脱骨)する場合には、背根神経節を破壊しないように注意すること(図3)。
 - イ 仙骨部分の背根神経節は仙骨腹側面の脂肪層に位置するため、仙骨腹側面に付着する脂肪層をナイフ等を用いて削り取る等の処置は行わないこと(図4、図5)。
 - ウ 牛の脊柱とこれが付着した肉を、骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法による食肉処理は行わないこと。
 - エ 脊柱の処分については、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)に基づき、「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」(平成16年3月31日付環廃対発04331007・環廃産発040331007 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、同産業廃棄物課長連名通知)により適切に行うこと。

4 都道府県等による検証

(1) と畜場

と畜場の設置者又は管理者が標準作業書を作成する際には、適切な助言を行うこと。作成された最新の標準作業書の提出を受けるとともに、その標準作業書に沿った分別管理が実施されていることを確認すること。

(2) 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業者等

食肉処理業等の監視指導を行う際には、分別管理が適切に行われていること及び脊柱が適切に除去されていることを確認すること。

(参考)

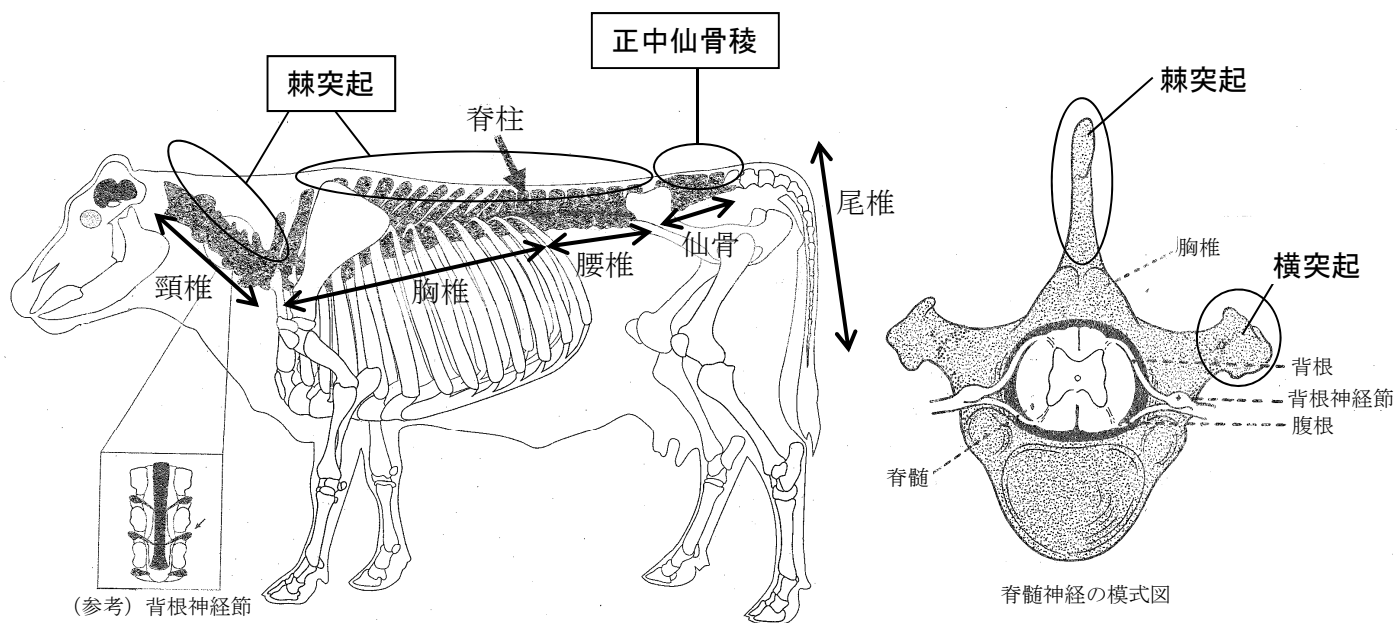


図1. 脊柱(背面)

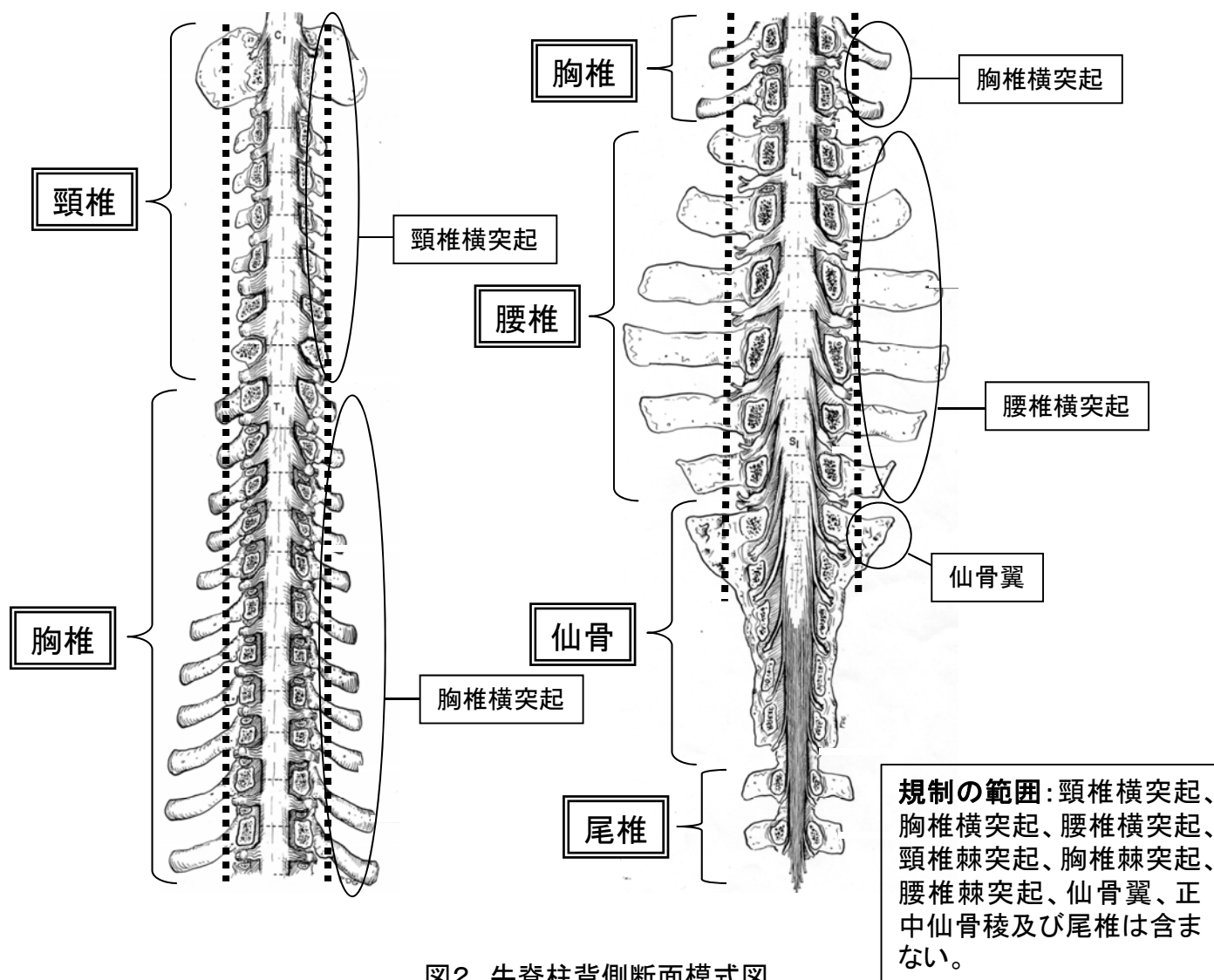


図2. 牛脊柱背側断面模式図

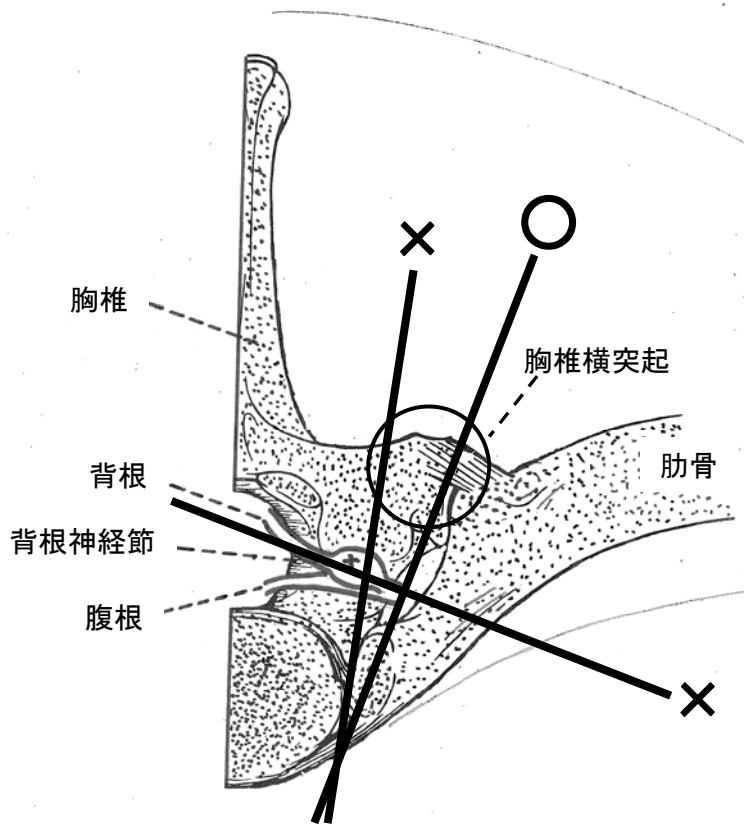


図3. 胸椎と肋骨連結部位の模式図



図4. 仙骨(腹側面)



図5. 仙骨部の背根神経節

日本のSRMの管理及びBSE検査に係る分別管理

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。)の牛個体識別台帳に基づき月齢を確認。(と畜検査申請書への月齢及び個体識別番号の記載)



耳標



と畜検査申請書

年 月 日

(あて先)
●●●知事

申請者 住所
氏名
年 月 日生

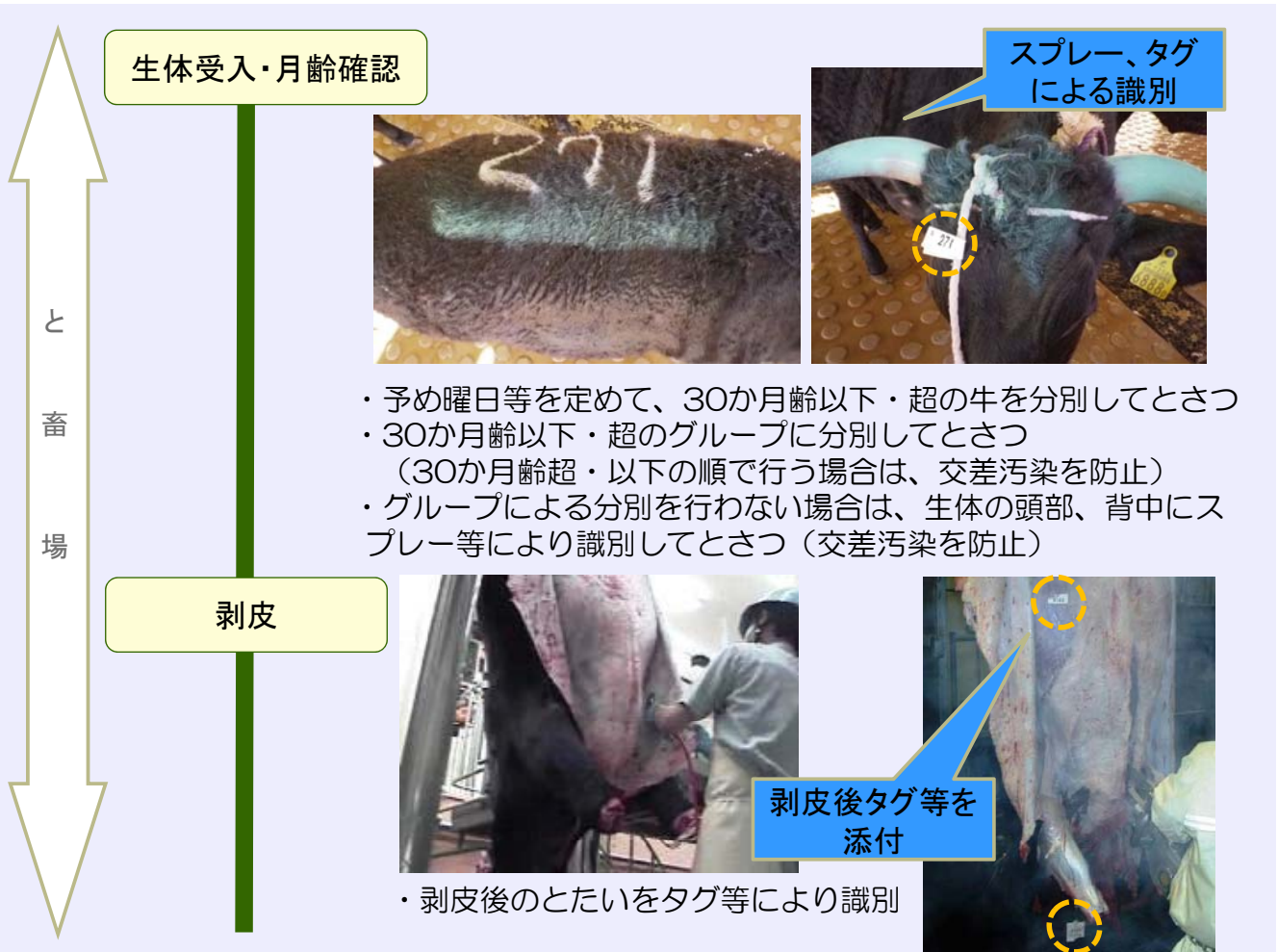
法人の場合は、その名称
および代表者の氏名

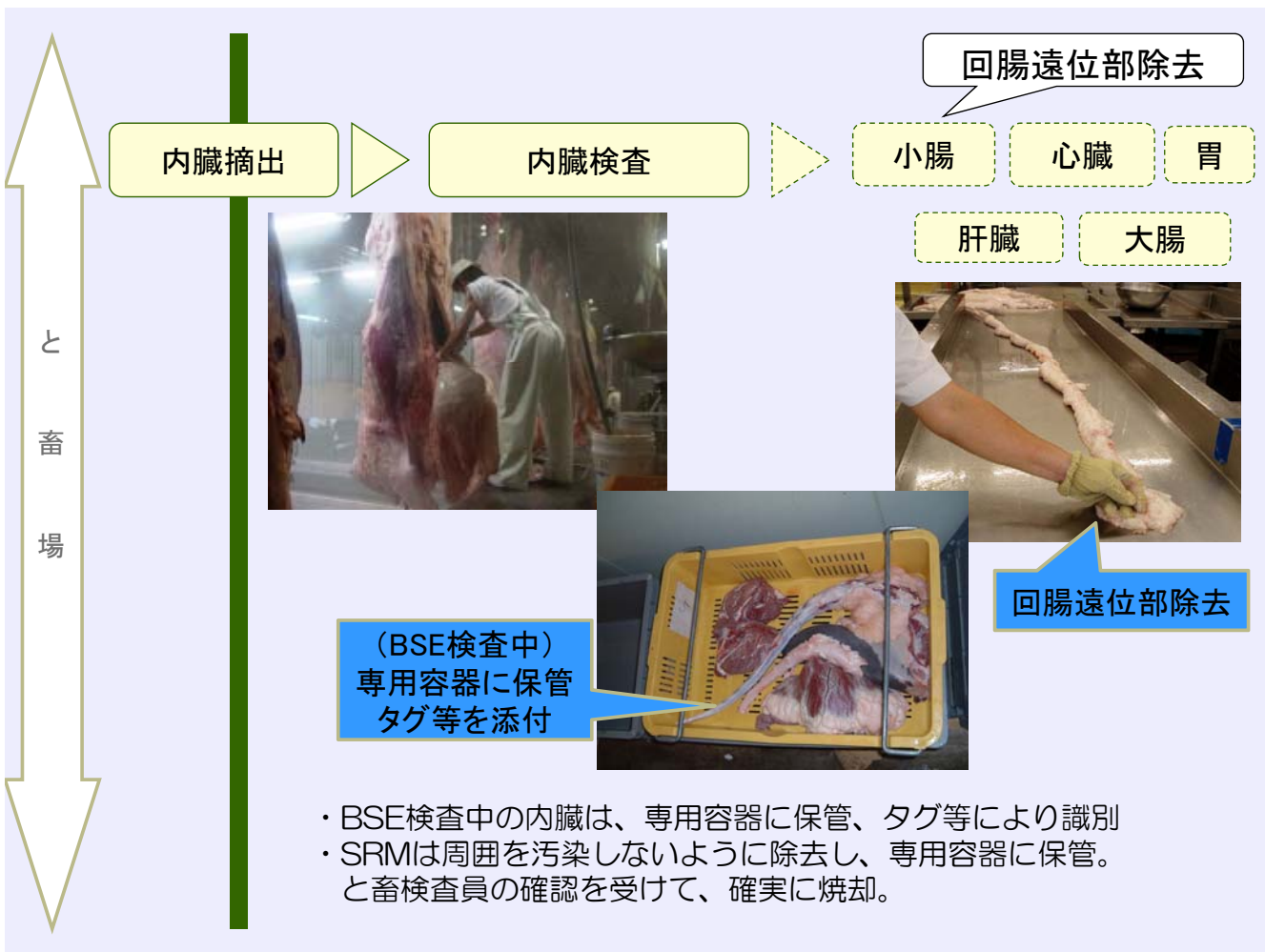
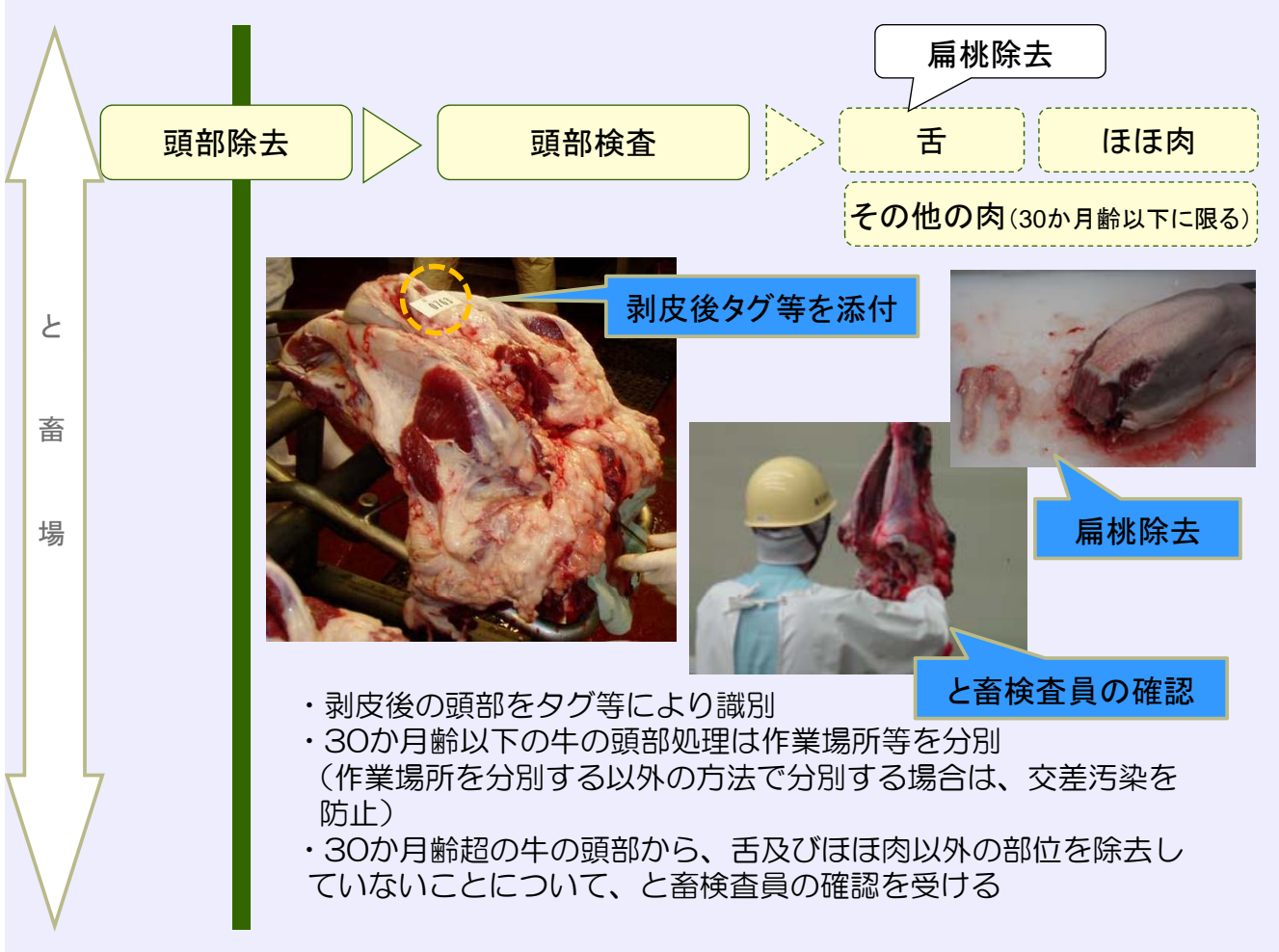
下記の獣畜のとさつまたは解体について、と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので申請します。

と殺または解体をしようとする年月日				年 月 日	
性別	品 種	月 齢	出生の 年月日	産 地	個体識別番号



Ministry of Health, Labour and Welfare





と畜場

せき髄除去・背割り
(30か月齢超処理時)

せき髄吸引



せき髄



背割り



硬膜除去



- ・SRMは周囲を汚染しないように除去し、専用容器に保管。と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却
- ・せき髄片が飛散しないよう、洗浄水をかけながら背割り

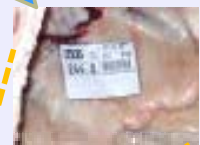
と畜場

枝肉検査



- ・枝肉にせき髄が付着していないことをと畜検査員が確認

枝肉識別ラベル



枝肉冷却・保管



- ・BSE検査中の枝肉は、専用区画に保管（専用区画が困難な場合はタグ等による識別）。いずれの場合も、枝肉同士の接触は避けることが望ましい。
- ・枝肉出荷時は、牛トレサ法に基づき、個体識別番号の表示等を行う。

食肉処理業、食肉販売業、せき柱加工業者等

せき柱処理

個体識別番号等を添付



1. せき柱除去

- ・30か月齢以下の牛に由来するせき柱の処理は、作業場所を分別（それ以外の方法で分別して行う場合は、交差汚染を防止）
- ・せき柱除去時には、個体識別番号により月齢を確認

2. せき柱等の出入荷

- ・せき柱等の出入荷には、30か月齢以下の牛に由来することが確認できる荷送状等を添付（業者間取引時も同様）
- ・出入荷の記録は3年間保存
- ・せき柱を含む部分肉出荷時は、牛トレサ法に基づき、個体識別番号の表示等を行う

3. せき柱等の販売

- ・30か月齢以下の牛に由来することが確認できないせき柱等は消費者に販売しない